

平成7年3月30日、警視庁管内で発生した警察庁長官狙撃事件につきましては、平成22年3月30日、午前0時をもって、時効に至りました。

この資料は、同日行った記者会見時の「冒頭発言」と、その際発表した「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」です。ご協力いただきありがとうございました。

冒 頭 発 言

平成7年3月30日、警視庁管内で発生した警察庁長官狙撃事件につきましては、本日午前零時をもって、時効に至りました。

当庁では、事件発生以来、南千住警察署に公安部長を本部長とする特別捜査本部を設置し、犯人検挙と事件の全容解明に向け、鋭意捜査を行って参りましたが、犯人未検挙のまま、本日を迎えるに至ったことは、誠に残念であります。

時効成立に伴い、本日、この事件を、被疑者不詳として、東京地方検察庁に、関係書類及び証拠物とともに、送致します。

なお、これまでの捜査結果から、この事件は、オウム真理教の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました。しかし、犯行の個々の関与者やそれぞれが果たした役割について、刑事責任の追及に足る証拠をもって特定・解明するには至りませんでした。

今般、この事件の重大性、国民の関心の高さ、オウム真理教が、今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体として観察処分を受けていることなどにかんがみ、この事件の犯行主体に関する当庁の所見を、その根拠とした捜査結果の概要とともに、公表することとしました。詳細は、当庁作成資料「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」をご覧ください。この資料は、明日より30日間、警視庁ホームページに掲載することとしています。

結びに、所感及びお礼を申し上げます。日本警察のトップを対象とした卑劣な個人テロ事件について、犯人に法の裁きを受けさせることなく、時効を迎えたことにつきましては、誠に残念であります。また、事件発生以来、この事件の捜査に多大なご協力をくださった国民の皆様方、力強いご支援をくださった検察庁はじめ関係機関の皆様方に、心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要

第1 事件概要

平成7年3月30日午前8時31分ころ、東京都荒川区南千住6丁目37番11アクロシティEポート通用口付近で、出勤途中の國松警察庁長官(以下「長官」という。)に対し、何者かが殺意をもって後方からけん銃4発を発射し、背部・腹部等への射傷による損傷に伴う出血性ショックにより瀕死の重傷を負わせたが、殺害の目的を遂げなかったものである。

第2 捜査体制及び捜査経過

事件発生当日、南千住警察署に公安部長を長とする「警察庁長官狙撃事件特別捜査本部」を設置し、最大時185名体制、延べ約48万2千人が捜査に従事した。

この間、平成16年7月、オウム真理教(以下「教団」という。)元信者等を逮捕したが、検察当局において公判請求を行うには至らず、処分保留のまま釈放となった。

その後も、被疑者の検挙と事件の全容解明に向けた捜査を鋭意推進したが、平成22年3月30日午前0時、公訴時効が成立した。

第3 現場捜査の結果に基づく犯行状況及び犯人像

1 現場捜査により判明した犯行状況

(1) 聞き込み捜査により判明した状況

- 本事件発生直後より、多数の捜査員を投入しアクロシティ内、同周辺地域一帯の居住者、現場付近を通行する車両や歩行者、さらには、現場付近に所在する事業所等に対する徹底した聞き込み捜査を実施した。

この結果、アクロシティ敷地内における目撃情報により、犯人は、Fポート南東角から、けん銃4発を発射した後、同所直近に止めてあった黒っぽい自転車に乗ってアクロシティ敷地外に逃走、その人相風体は、年齢30歳～40歳前後、身長170～180センチメートル位であり、黒っぽい帽子、白色マスク、黒っぽいコートを着用していたとみられることが判明した。

- また、聞き込み捜査の結果、発生地点の南西約200メートル(荒川8丁目)の路地裏を自転車で疾走する男に関する目撃情報を把握したが、同方向における目

撃情報はこれのみであった。一方、本事件発生直前にアクロシティ周辺で複数、また、発生直後に日光街道の南千住警察署入口交差点（発生地点の南東約650メートル）と南千住駅付近（左同南東約950メートル）において、それぞれ自転車で疾走する同一人とみられる男に関する目撃情報が把握された。

以上2種類の目撃は、発生地点を基点とした別方向のものであり、別人に関するものと思われるが、いずれも本事件発生直前又は直後のものであり、自転車で疾走していることから、犯行直前又は逃走中の犯人に関するものである可能性が高いと考えられた。

とりわけ、南西方向に疾走する目撃については、付近に都電の駅があるものの、その後の聞き込みによっても不審な乗客等の存在は確認できず、このため、仲間の支援を受け、車両等で逃走している可能性が高いものと認められた。

○ このほか

- 犯行数日前の早朝、長官が入居するアクロシティEポート向かい側のBポート6階か7階の外階段踊り場から、Eポート方向を双眼鏡でうかがう男
 - 犯行数日前の朝、アクロシティ中庭からEポートの方を見上げて何かをうかがう男
 - 同じく犯行数日前の朝、アクロシティ東側外周で長官車の存在を確認しようとした男
 - 犯行前日の夕刻、発生地点の南東約350メートルに位置する南千住警察署長官舎を覗き込もうとする男
 - 同じく犯行前日の夜、隅田川沿い遊歩道から長官が入居するアクロシティEポートを約1時間にわたり観察していた男
 - 犯行前日の深夜、アクロシティGポートの中に入ろうとしていた男
- など、複数の不審者に関する目撃情報が確認されたが、これらは犯行の事前の調査活動であった疑いが強いものと認められた。

(2) けん銃・弾の特定

- 本事件に使用された弾につき、当庁科学捜査研究所に鑑定を依頼した結果、ナイクラッドと称するホローポイント系の弾丸と考えられる旨の回答が得られた。
同弾丸は、合成樹脂でコーティングされ、弾頭部は、先端を平らにカットした上やや窪みをもたせ、体内に射入後マッシュルーム状に変形するものであり、高い殺傷能力を有するものであることが判明した。
- 本事件に使用されたけん銃についても、同じく当庁科学捜査研究所に鑑定を依頼した結果、左回転6条のライフル（注）を有する口径0.38インチ又は0.3

5.7インチマグナム型回転弾倉式けん銃から発射されたものと考えられる旨及び同ライフルを有する回転弾倉式けん銃としては、米国コルト社製などが考えられる旨の回答が得られた。

- なお、けん銃、弾の入手ルートについて捜査を実施したが、解明には至らなかった。

(注) ライフル ~ 弾丸に回転を与えて弾道を安定させるため、銃身内部に施した螺旋条溝 (広辞苑)

(3) 朝鮮人民軍バッジ等に関する捜査結果

本事件発生直後、現場において捜査員が発見した北朝鮮の朝鮮人民軍のバッジと韓国の10ウォン硬貨については、アクロシティ清掃員が、犯行前日午後4時ごろ同所付近の清掃点検をした時には、何も気付かなかったと供述している。さらに、事件発生直前に同所付近を通行した居住者等もこれらの物に気が付いていないこと等から、本事件との関連性を明らかにする必要があるものと認められた。

これらについて捜査した結果は、次のとおりである。

- 同バッジについては、多数のミリタリーグッズ販売業者、バッジ収集家等に対する聞き込みを実施した結果、朝鮮人民軍の記章であり、日本国内で入手することは困難であること、ロシア等において同種バッジの入手が可能であることなどが判明した。
- 硬貨については、韓国内で広く流通するものであり、額が僅少（日本円にして1円）であることなどから、日本人旅行者が帰国時に持ち帰り、円に両替されないまま日本国内に相当数存在するものと考えられた。

(4) その他

以上のほか、現場周辺の放置自転車や現場付近で目撃された不審車両の追跡捜査、周辺一帯におけるアパートローラー、さらには逃走に利用された可能性のあるレンタカー、タクシー、鉄道、高速道路などについて所要の捜査を行ったが、犯人や犯人像の解明につながる具体的な成果を得ることはできなかった。

2 現場捜査の結果浮かび上がった犯人像

(1) 計画的、組織的な犯行の可能性が高いと認められること

事件発生数日前から現場付近において、人相風体が異なる複数の不審者が目撃されていることから、複数の者により事前調査活動が行われていた可能性が高い。

また、事件発生当日、犯行前後に現場付近において複数の不審者が目撃されてい

ること、犯人が長官の出勤時刻を狙いすまし背後を気にすることなく、けん銃を発射していること等から、実行に際しての調査や実行犯の支援等を任務とする者がいた可能性が高い。

さらに、南西方向に逃走した犯人の一人と思われる男に関する目撃は、1に記載のとおり、狙撃地点から約200メートルの路地裏のみであることなどから、以降は、仲間の支援を受け車両等で逃走している可能性が高い。

以上から、本件犯行は、狙撃実行犯を含む複数の者により構成される犯人グループが、役割を分担し、計画的、組織的に行ったものである疑いが強いものと認められた。

(2) 我が国治安機関のトップを狙った個人テロである可能性が高いと認められること

事件数日前の朝、長官車を確認しようとする調査活動容疑の動向が判明しているほか、長官と秘書官の姿を確認の上、4発の銃弾を執拗に長官に向け発射していること、高い殺傷能力を有する銃弾を使用していることなどから、我が国の治安機関のトップをターゲットとして、周到に準備の上敢行された個人テロである可能性が高いものと認められた。

第4 捜査の結果判明した複数の教団信者(当時。以下同じ。)の本事件関与の疑い

本事件発生直後の捜査において、①事件当日、報道機関に「オウム」に対する捜査を中止するよう求め、要求が認められない場合、他の警察最高幹部等に対する危害の発生を示唆する脅迫電話があったこと、②事件の翌日、本事件を教団潰しの陰謀とするなど、警察の捜査の攪乱・牽制を意図したとみられる教団名義のビラが配布されたこと、さらには、その後、併行して行われていた一連の教団関係事件の捜査において、元教団幹部信者の供述から、在家信者Aが本事件に関与している疑いがあるとの情報が得られたことなどから、本事件と教団との関連について捜査した。この結果、以下のとおり、複数の教団信者が本事件に関与していたことを強く疑わせる事実が判明した。

1 事件直後の報道機関に対する脅迫電話の声が、教団幹部信者と同一人物と推定される旨の鑑定がなされたこと

[捜査の結果判明した事実]

本事件発生直後の午前9時40分頃、報道機関に架けられた脅迫電話の声について鑑定した結果、幹部信者Bの音声と推定される旨の鑑定結果(2つの鑑定機関より同一の結果)が得られた。

[評価]

複数の教団幹部信者の供述によれば、当時の教団内においては、このような脅迫電

話を信者が架けるとする場合、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「松本」という。）の許可を予め得ておくことが不可欠であるとのことであった。しかし、当時の松本は、警察による発見を恐れて第6サティアンの隠し部屋に潜伏しており、外部との連絡は極めて限定されていたこと、同サティアンのある山梨県上九一色村（当時。以下同じ。）の教団施設においては、当日も警察の捜索が行われていたことなどにかんがみれば、本事件発生後約70分程度の間には電話等の手段で松本の許可を得ることは、著しく困難であったと考えられる。

よって、このことは、教団が本事件の発生を予め知っていた可能性及び本事件が松本の指示によるものであった可能性を強く示唆するものと認められる。

2 事件発生直後、教団により作成されたピラ等の中に、教団の関与を強く示唆する内容が含まれていること

〔捜査の結果判明した事実〕

事件発生翌日の午前1時から3時ころの間、幹部信者Cらは、松本から「警察庁長官撃たれる」と題する本事件に関する教団名義のピラの作成を指示されたが、同ピラには、報道機関に対する脅迫電話の入電時刻について「9時40分ころ」との記載がある。同ピラの配布が最初に確認されたのは、同日午後4時ころ（八王子市内）であり、この時点では、脅迫電話の正確な入電時刻についての報道はなく、右記載は、脅迫電話を架けた者やその関係者又は一部の報道関係者等しか知り得ない事項であった。

また、Cが所持し押収されたメモには

「弾が何かおかしい

のしゅるい → 発表」

との記載があった。メモは、Cらが松本からピラの内容について指示を受けたときに作成されたものであることが判明した。

〔評 価〕

ピラにおける正確な入電時刻の記載は、報道機関に対する脅迫電話が教団関係者によるものであった可能性を示すものと考えられる。

また上記メモの記載事項については、犯行に使用された銃弾が特殊なものであったことを意味している可能性が認められる。そうであるとするならば、メモが作成された時点では、右事実は未発表であったから、教団の関係者が犯人でなければ知り得ない事項（使用弾丸の種類等）を知っていたことを示すものと評価することができる。

以上を総合し、本件ピラの作成、配布は、教団の組織的な関与を疑わせる行動であると認めた。

3 本事件発生当日、現場に行ったと供述する在家信者Aの所有物の中から射撃残渣が

検出され、その中に本事件以外の機会には残渣が付着する等の可能性が低いと判断されるものが複数認められたこと

[捜査の結果判明した事実]

在家信者Aの供述は、事件発生後変遷を繰り返しており、全体としては信用性に欠ける部分が多いが、犯行現場の下見に行ったこと及び犯行当日に犯行現場に行ったところ、現場に教団信者がいたことについては一貫している。

こうした状況下、Aの所有物について射撃残渣の鑑定を行った。この結果、少なくとも灰色コートとアタッシュケースについては、下記(注)のとおり本事件犯行に関連して付着等した可能性が高いものと認められた。

[評 価]

Aより、下見の際、他の警察官から職務質問を受けた旨の供述が得られたため、裏付捜査を行ったところ、犯行の数日前に南千住警察署員が、築地特捜を名乗り警察手帳を示した人物に職務質問をしていた事実が確認されたところであり、この点からも、現場付近で本事件の調査活動が行われたとする部分については、Aの供述の信憑性は高いものと認めた。

また、事件前後のAの行動について捜査した結果、発生当日の午後、Aが、上記灰色コートを居住地付近のクリーニング店に出していたことが判明した。当該コートは狙撃実行犯が犯行時に着用していた可能性が高いと認められること、クリーニングに出されたのが犯行直後であることから、右は、証拠隠滅のための行動であった可能性が高いものと認めた。

さらに、Aの犯行時刻におけるアリバイの有無について捜査したが、アリバイとなり得る行動や事実は認められなかった。

以上を総合し、事件の調査や犯行当日の現場において、Aが何らかの形で本事件にかかわっていた疑いは、極めて濃厚であると認めた。

別添1参照

(注) Aの所有物に関する射撃残渣等の鑑定結果

	鑑 定 結 果	捜 査 結 果 (評価)
灰色コート	0 左前下部分の溶融穴は、発砲により生じた穴であると推定される。	0 私物のコートであり、職務に関連して溶融穴が生ずることはないことから、本事件犯行に関連して生じた可能性が高いと判断される。
ソフトアタッシュケース	0 射撃残渣と思料される粒子を検出。	0 当該アタッシュケースは、本事件発生直前の平成7年1月以降に販売されたものであり、本事件犯行に関連して射撃残渣が付着した可能性が極めて高いと判断される。
机引き出し	0 射撃残渣と思料される粒子を検出。	0 いかなる機会に射撃残渣が付着したかは不明である。

黒色短靴	0 射撃残渣と思料される粒子を検出。	0 同 上
白色マスク	0 鉛・バリウムが同時に検出された粒子及び鉛・アンチモンが同時に検出された粒子をそれぞれ検出。	0 射撃残渣であるか否かは不明である。
縁なし眼鏡	0 鉛・バリウムが同時に検出された粒子を検出。	0 同 上
黒革製手袋	0 右手袋から鉛・アンチモンが同時に検出された粒子を検出(このなかには錫を特徴的に含むものがあった。) ⇒ 被疑者が右利きであれば、右手袋に付着していた粒子が射撃残渣であると推定される。 このほか、鉛、バリウムのみが検出される粒子をそれぞれ検出。 0 左手袋からアンチモン・バリウムが同時に検出された粒子を検出。 (なお、米国材料試験協会の基準によれば、アンチモンとバリウムが同時に検出される粒子は、射撃残渣と評価) このほか、鉛、アンチモン、バリウムのみが検出される粒子をそれぞれ検出。	0 射撃残渣の可能性はある。仮にそうであるとしても、いかなる機会に付着したかは不明である。

4 元教団幹部信者Dの供述により、本事件への関与が強く疑われる教団幹部信者Eが浮上したこと

Dは、当時、教団の幹部信者であったが、本事件発生時には埼玉県川越市にいたことが他の教団信者複数の供述により裏付けられている人物である。

本事件に関する度重なる事情聴取に対しても、以下のDの供述内容には揺らぎが認められないほか、供述には裏付けのとれる事実関係が含まれ、その内容も具体的であることなどから、細部においては一部記憶違いがある可能性を排除し得ないものの、全体としては信用性を有するものと認めた。

Dの供述要旨とその評価は、次のとおりである。

(1) 事件直前に教団幹部信者Eから在家信者Aのポケベル番号の教示を求められたこと

[捜査の結果得られた供述要旨]

事件発生3日前の3月27日の午前中、教団幹部信者Eから電話があり、松本からの指示で、当時Dが指導していた在家信者Aに連絡する必要があるとして、連絡方法を教えるよう依頼されたが、この際、EはDに対し「敵の仇は敵にやらせる。」などと発言した。Dは、Eに対してポケットベルの番号を教えた。

また、同日夜、Aより電話連絡があったときにAがまだEから連絡を受けていないように感じたことから、DはAに対し「尊師の指示でポケベル番号を〇〇(Eの宗教名)に教えたので、連絡や頼まれたことがあったら、手伝ってあげてください。ただし、築地の特捜本部の情報については、これまでどおり私に報告してください。」

と依頼した。

なお、Dは、Eが地下鉄サリン事件後の警察の捜査を妨害する等の目的で何らかの違法行為を敢行しようとしていると感じたが、松本の指示を受けた信者以外の信者に対しては、右行為やその計画の内容等については秘密にすべきとの教団内のルールがあったことから、Eに対して何をしようとしているのか等の質問をすることは差し控えた。

[評 価]

Eは、Aについて「名前も顔も知らない。憶えていない。」などと供述、本事件への関与を否認している。他方、DがEからAとの連絡方法等について執拗に聞かれている事実については、幹部信者Fが目撃しており、裏付けがある。

上記やり取りの前日、EとDは、盗聴を気にせず話をするため、今後大事なときには携帯電話ではなく、公衆電話や固定電話で連絡を取り合うことを約束した旨、Dは話している。教団幹部が当時、携帯電話の盗聴を恐れ、これを回避しようとしていたことについては、他の幹部信者の供述によっても確認されている。

上記やり取りに該当するEからDへの携帯電話の履歴は確認されなかったが、これは、Eが、状況が許す限り、非合法活動については、公衆電話を利用して架電しようとしていたためである可能性が高いと考えられた。以下、Eの携帯履歴が確認されていない部分については、同様である。

さらに、Aは当時警察官であったことから、上記Eの「敵の仇は敵にやらせる。」との発言は、教団の「敵」である警察に対し、松本の指示を受けたEが、警察官Aを使って何らかの違法行為の敢行を企図していたことを強うかがわせるものであると認められた。

(2) 本事件の前夜にEがAとの接触を図っていたこと

[捜査の結果得られた供述要旨]

本事件発生前日3月29日の夜、EからDに電話があり、Aとの連絡がとれないので、DからAに至急連絡し、Eに電話するよう伝えて欲しいと依頼された。DがAに連絡をとったところ、AはDに対して、興奮した口調で、「あの〇〇(Eの宗教名)は何者ですか。」、「俺に従えばいいんだと言われた。」、「下見に引きずり回された。知らない人からも指示された。」、「警察官しかできないことがあると言われた。できること、できないことがある。やりたくありません。」などと言って来たので、DはAを落ち着かせた後、「無理をすることはないけれど、とりあえず電話はしてあげてください。」と話した。

Aは在家信者なので無理なことはさせられないと思い、再度Eに架電して、深夜Eと接触し、「Aさんは大丈夫ですか。」と聞いたが、「大丈夫や。気にするな。」と

言われて別れた。この接触の途中、当時Eと行動を共にしていた幹部信者Gが遅れて合流した。到着時、Gは、Dがその場にいるのを見て、妙に納得した表情で、「そういうことなんですか。」などとつぶやいたところ、EはGに対して、「(Dは)関係ないから。」と言って、Gがそれ以上話そうとするのを制止した。こうしたEとGのやりとりは、これから敢行しようとしている違法行為の内容につき、Dに知られたくなかったためのものであると思った。

別れてから約1時間後、再びEから電話があり、「Aから何か情報が入ったら、すぐに教えてくれ。」と言われたが、別れたばかりだったので奇異に感じた。

[評 価]

捜査した結果、Dの供述のとおり、21時台にDからAのポケベルへとみられる架電、その後同じく21時台にDからEへとみられる架電が確認されたほか、30日0時台には、同席したFの供述等により、D、E、F及びGが六本木の喫茶店で接触した事実が裏付けられ、さらに、右接触終了後の30日1時台に、EからDへとみられる架電記録が確認されるなど、Dの供述が時系列的に裏付けられた。

以上の供述は、事件前までにEがAに連絡を取り、何らかの違法行為の事前調査活動をEがAと他の信者に実施させていたこと、右違法行為においてAの警察官としての身分、能力などをEが活用しようとしていたことを示すものと認めた。また、Aは、これ以前に警察の内部情報をDに流すなどの活動をしていたが、Eからの依頼事項はそうしたAをしても「できること、できないことがある。やりたくありません。」と言わしめるようなものであったことが強くうかがわれる。さらに、事件との時間的近接性から、依頼事項は、本事件犯行へのAの関与に関するものであった可能性が極めて高いものと認められる。

このほか、深夜のDとGのやり取りに関し、Gが当初示した反応は、EがDを介してAの違法行為への加担を説得していると勘違いしたためと考えられるところであり、Gは、Eの指揮下で違法行為に関与していた疑いが強いものと認めた。

(3) 本事件が報道される前にAから事件の発生を知らせる電話を受けたこと

[捜査の結果得られた供述要旨]

事件発生直後の午前8時35分ころ、AからDに対して電話があり、「警察庁長官が撃たれた。まだマスコミに知られていないと思うので取り扱いに注意して欲しい。」旨連絡してきた。

また、その直後、EからDに電話があり、当日昼過ぎに宗教法人の買取り等について相談するため、別の信者と会わせて欲しい旨連絡があったが、この際、DがEに本事件の発生を伝えても、Eは関心を示さず、さらに、同日昼過ぎ、ホテルで会った際に、DがEに「長官狙撃事件は、教団にとってよかったですかね。」と尋ね

たところ、Eは、「そうやな。」と言ったきり、下を向いたまま沈黙していた。

[評 価]

Aは上記架電事実を否認している。また、Aは当時携帯電話を保有しておらず、いかなる手段によりDに架電したのかは判明しなかった一方、Eの携帯電話の履歴を捜査した結果、8時36分と8時38分の2度にわたりEがDとみられる人物に架電していたことが確認された。(宗教法人の買い取りという非合法活動とは異なる話題に関するものであったため、Eは、自分の携帯電話を使用したものとも考えられた。)これに加え、別の信者の供述により、D、Eと同信者が事件当日の昼に六本木に所在するホテルで会っていたことが裏付けられた。

さらに、捜査の結果、犯行時刻前後におけるEのアリバイが存在しないことも明らかとなった。

事件発生後最初の報道は、午前8時48分ころであることから、Aは事件が報道される前に事件の発生を知っていたことになり、同人が本事件にかかわっていた可能性が高いと認められた。

また、発生直後及び昼のホテルにおけるEとの会話状況に関するDの供述は、当時Eに事件に関しDには知らせたくない何らかの知識があったことを示すものとみることができる。

(4) 本事件発生の3日後、Eは、「尊師が『今となっては銃しかない。』と言っている。」などと発言したこと

[捜査の結果得られた供述要旨]

事件の3日後の4月2日、DはFとともに六本木でEと会い、その後3人で千代田区内のアジトに移動したが、この途中、Eは、Dに対して「以前の尊師は、『テロや爆弾などは野蛮だ。もっとレーザー等の高度なことをやらなければならない。』と言っていたが、最近は、『今となっては銃しかない。』と言っておられた。ワシの言うとおりになったんや。」などと話していた。

[評 価]

4月2日にD、E及びFの3人が六本木で合流し、千代田区内のアジトに移動したことについては、Fの供述があり裏付けがとれている。

右Eの発言は、Eが本事件に関与した可能性が高いことを強くうかがわせるほか、本事件が松本からの指示によるものであることを示すものである可能性が高いと認められた。

5 事件当時Eと連絡があり、又は、その影響下にあったと認められる教団信者の中にアリバイを欠く複数の不審な者が存在すること

事件当時Eと連絡があり、又は、その影響下にあったと認められる教団信者について捜査したところ、次のとおり、複数の不審な者が浮上した。

(1) 幹部信者H

事件直後、日光街道の交差点から南千住駅方向へ自転車で疾走した男について、目撃者が供述する容貌の特徴と幹部信者Hの容貌の特徴が一致したことから、複数候補者の写真を示して写真面割を実施したところ、複数の目撃者が同人の写真を抽出した。さらに、これらの目撃者にH本人との「面通し」を実施したところ、それぞれ目撃した人物に間違いのない、よく似ているなどと供述した。

事件当時のHの状況について捜査したところ、本名は、教団施設に対する強制捜査開始後は、松本と他の幹部信者との連絡役であったことが判明した。さらに、事件当日の行動について捜査したところ、Hは、上九一色村の教団施設内で寝ていたと供述したが、右は事実と反し、アリバイが存在しないことが判明した。また、複数の信者が、Hは事件当日の早朝、Eとともに上九一色村の教団施設を出て東京に入ったと供述した。

(2) その他

事件当時、Eと連絡があり、その強い影響下にあったと認められる教団信者の中には、Hのほかにも犯行時間帯のアリバイを欠く者やG(第4の4(2)参照)のように不実のアリバイを主張する者が認められた。

また、松本は、平成6年6月ころ、自らを組織の頂点とする国の行政機関に模した省庁制を教団に導入したが、上記1に記載の幹部信者Bは、本事件当時、Eが大臣を務める省の次官であり、Eの強い影響下にあったものと認められる。

6 現場遺留品の表面付着物の鑑定結果をもって教団信者グループの本件関与の可能性を示す資料であるとするに一定の合理性が認められること

現場遺留品の表面付着物と、E及び事件当時Eと連絡があり、又は、その影響下にあったと認められる者(複数)から採取した資料についてミトコンドリアDNA型異同識別を実施したところ、うちE以外の1名について、韓国10ウォン硬貨の表面付着物から検出されたミトコンドリアDNA型と一致するとの結果が得られた。

当庁科学捜査研究所の昨年9月末の保有資料数に基づけば、同一型である確率は932分の4とのことであった。

当該ミトコンドリアDNA型の一致確率が相当程度に低いことにかんがみ、多数の者の間を流通するという通貨の特質を考慮しても、本鑑定結果を教団信者グループの本件関与の可能性を裏付ける資料のひとつとすることに、一定の合理性が認められると判断した。

別添2参照

7 まとめ

以上の捜査結果を総合的に勘案し、教団幹部信者E及びその周辺の関係信者並びに信者Aなどにより構成されるグループを本事件犯行の容疑グループとして特定した。しかしながら、グループを構成する個人全員の特定、各個人の果たした具体的な役割の特定には至らなかった。

第5 考察と結論

1 容疑グループの犯人性についての考察

以上のとおり、本事件は、第4の7に記載の容疑グループによる犯行である疑いが強いものと認められたが、この所見は、第3の2で得られた犯人像と矛盾点なく整合する。さらには、当時の教団の状況及び行動を分析した結果、以下のとおり、第4に記載した事項のほかにも、教団の組織的関与を疑わせる状況が認められた。

(1) 教団が殺人も容認する教義に則り、反対勢力等の中心人物に対する組織的な襲撃を繰り返していたこと

本事件当時、教団は、教祖松本を頂点として各ステージが存在するピラミッド型の組織であった。松本は、信者に教団の教義を徹底して実践させ、信者の絶対的帰依と忠誠を要求するとともに、オウム国家の建設という同人の野望を実現させるため、教団の武装化、生物・化学兵器の開発、非合法活動を強力に推し進めていた。

松本は、平成元年11月に敢行した坂本弁護士事件及び平成2年2月の総選挙惨敗を経て、平成4年ころには、近い将来に勃発する世界最終戦争に生き残り、宗教弾圧を仕掛ける国家権力に対抗するため、教団の武装化が必要であると説くようになった。また、教団の非合法活動を正当化するため、殺人さえも容認されるとする「タントラ・ヴァジラヤーナ」と称する武力による救済を唱え、一連の凶悪事件に及んだ。とりわけ、教団は

- ・ 坂本弁護士事件（平成元年11月）
- ・ 創価学会名誉会長を狙ったサリン噴霧事件（平成5年11月、12月）
- ・ サリン使用弁護士殺人未遂事件（平成6年5月）
- ・ 松本サリン事件（平成6年6月）
- ・ VX使用オウム真理教被害者の会会長殺人未遂事件（平成7年1月）

など、反対勢力のトップや中心人物に対する直接的攻撃を相次いで実行しており、これを教団の犯罪の特徴として挙げるができる。

これらの教義や犯罪の特徴には、本事件との強い親和性が認められる。

(2) 教団が警察をターゲットとするテロ等を繰り返し企図、実行等していたこと

なかんずく、本事件犯行前の平成7年1月から3月にかけて、教団は、以下のとおり警察をターゲットとしたテロ攻撃を企図等し、さらには実行していた。このことから、本事件が、これら一連の警察に対する攻撃の一環として教団により敢行された疑いが強いものと認められた。

- 平成6年3月～松本が「警察官を全てポアする」として、幹部信者に警察力の調査を下命

松本は、「警察官全員をポアするしかない。警察組織がある限り救済は成功しない。警察の戦力を調べろ。」と指示した。(幹部信者供述)

- 平成7年1月～松本が説法で、警察のトップ襲撃を示唆

松本は、山梨県上九一色村の教団施設での説法会の席上、出席していた信者に対し、「警視庁へ行って警視総監の首根っ子を捕まえて振り回して来いと言ったらどうするか。」と問いかけた上で、「是非トライしてみたい。」と答えた信者に対し、「君がそのステージに達した時にはそっと囁くよ。君にやって来いと。」と申し向けた。(教団作成「95.1.13 食事会尊師説法秘録テープ」)

- 平成7年3月～レーザー工作車による警察官無差別襲撃計画

松本は、幹部信者に対し「レーザー光線を照射するトラックを使って警視庁の警察官の目つぶしをして、捜査を攪乱しろ。」などと指示したが、資器材の不備で実行直前に中止となった。(幹部信者供述)

- 平成7年3月～霞ヶ関駅構内ボツリヌストキシン(注)噴霧事件

松本は、警視庁による強制捜査を避けるため、警視庁に近い霞ヶ関駅構内にアタッシュケース型の噴霧装置を置いて、ボツリヌストキシン様の液体を幹部信者らに噴霧させたが、実害を発生させるには至らなかった。

(松本に対する東京地方裁判所判決等)

(注) ボツリヌストキシン

ボツリヌス菌が分泌する強力な神経毒素。この毒素により、嚥下困難、複視、瞳孔散大、呼吸困難などの症状を呈し、致死率も高い。(広辞苑等)

- 平成7年3月～地下鉄サリン事件

強制捜査に対する危機感を抱いた松本は、警察組織に打撃を与えるとともに首都中心部を大混乱に陥れ、強制捜査の実施を事実上不可能にさせるため、警視庁等が所在する霞ヶ関駅を走行する丸の内線ほか地下鉄3路線5列車の車両内でサリンを撒き、乗客らに甚大な被害(死者12人)を与えた。

(松本に対する東京地方検察庁の冒頭陳述書等)

2 教祖松本の関与に関する考察

松本は、平成7年5月、山梨県上九一色村の教団施設内に潜伏中のところ、地下鉄

サリン事件で逮捕、起訴され、合計13事件について有罪判決を受け、平成18年9月に死刑が確定した。

松本の各事件への関与状況については、教団幹部信者らの公判廷における証言等に基づき、当時最終解脱者を自称する松本が、その教祖たる絶対的地位と権力に基づき自ら犯行を決意し、幹部信者ら実行犯との謀議の席上においては、自ら意図する結論に導くなど謀議を主導し、松本本人が直接指示命令を発して実行を促すなど、いずれの事件も松本の意味によるものであったことが明らかにされた。

また、本事件についても、第4に記述したとおり、松本の関与を直接、間接に示唆する事実やEの言動などがみられており、こうしたことを踏まえれば、本事件が、松本の明示又は黙示の意味に基づくものであったことが強く推認される場所である。

3 結 論

以上より、本事件は、教祖たる松本の意味の下、教団信者のグループにより敢行された計画的、組織的なテロであったと認めた。

射撃残渣について

射撃残渣 (G S R Gun Shot Residue)

- けん銃を射撃すると発射薬成分、雷管成分、弾丸成分等の残さが、けん銃の周囲に飛散する。これらの残さは射撃残さと総称される。(中略)
- 雷管成分には、バリウム、アンチモン、鉛といった、この世の中に一般には存在しない金属成分が含有されている。特に、この3元素すべてを含む微細粒子で、熱を受けたことを示す球形の粒子が存在することは極めてまれであり、そのような粒子がたとえ1粒でも手から検出されれば、その人物がけん銃を発射したとする結論が誤る可能性は極めて低いとされている。

これが、雷管成分検出による射手鑑別の鑑定原理となっている。(中略)

雷管成分の燃焼残さは、その大きさが1ミクロン～10ミクロン程度であり、(中略)雷管成分は雷管の撃発時に大気中に放出され、周囲のものに付着する。その形態は被熱された後の冷却によって球形になるといわれている。これらの放出された雷管成分のうち、射撃直後に手に付着する数は100個程度で(アンチモンを含有する成分の個数)、直径は数ミクロンから十数ミクロンの物が多いという。そして、手の表面への付着の形態は、軽い付着である。したがって、手を洗う行為ではもちろん、手を振るったり、手をこすれば容易に脱落する。雷管成分の残さは、普通の生活行動で1～2時間で脱落するといわれている。(中略)

【参考文献】 捜査のための法科学(科学警察研究所所長編) 令文社

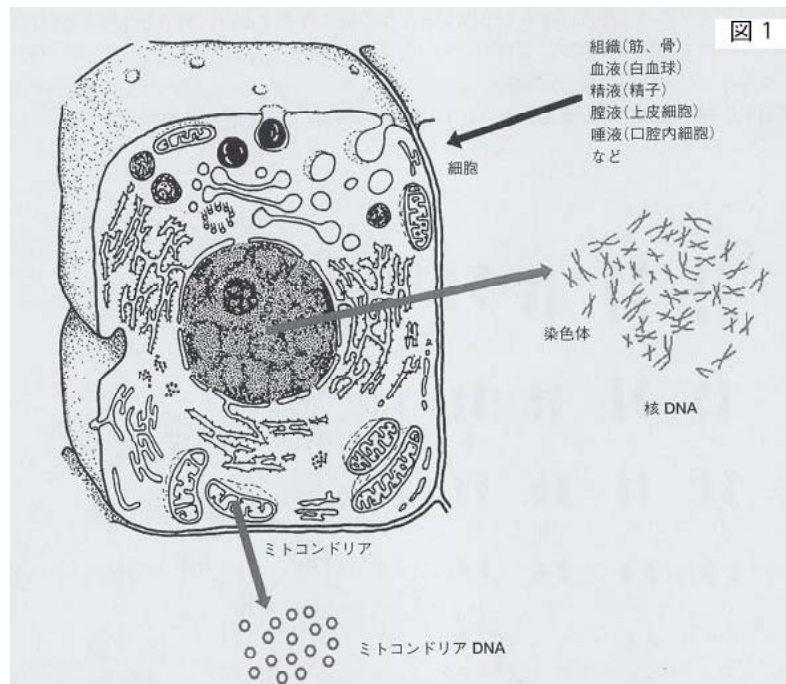
ミトコンドリア (mt) DNA 検査について

ミトコンドリアDNA検査は、細胞内のミトコンドリアと呼ばれる器官（図1参照）に存在する環状のDNAを分析する検査法である。この検査法は、A、G、C、Tという塩基と呼ばれるDNAの最小単位の並びを一つずつ調べる塩基配列解析法により、ミトコンドリアDNAのうち、HV1（塩基位置番号15999～16401）とHV2（塩基位置番号30～415）という領域を設定し、分析を行っている。（中略）

ミトコンドリアは、エネルギー生産に関わっているため、筋組織などのエネルギーを必要とする細胞中には、多数存在し、また、その中のDNAも各ミトコンドリア内に複数存在するので、1細胞中に千個以上のミトコンドリアDNAが存在することになる。

このため、非常に微量な試料からも検査が可能である。（中略）核DNA型が検出できない場合の奥の手である。（中略）

ミトコンドリアDNAは父親から子に伝わらず、母親からのみ遺伝するので、基本的に母方の血縁者（兄弟姉妹および母方の祖母、おば、いとこ（おばの子））は同一であり、区別することができない。このため、異同識別という観点からは、核DNA型検査に劣る検査法である。



【参照文献】 捜査のための法科学（科学警察研究所所長編） 令文社